

令和 5 年度以降の茨木市立障害者施設に係る指定管理について

施設名等		現行指定管理期間 (平成30年度～令和4年度)	次期指定管理期間 (令和5年度～令和9年度)
ハートフル	指定管理者	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団
	実施事業	生活介護事業、地域活動支援センターⅡ型事業、入浴サービス、貸室等	生活介護事業、地域活動支援センターⅡ型事業、入浴サービス、貸室等
	指定管理料 (5か年)	653,808千円(実績額)	647,625千円(事業者提案額)
	その他		・貸室利用団体について、障害者等の団体に 加え、一般団体の利用ができるように拡充を 予定 ・令和5年度から地区保健福祉センター開所
ともしび園	指定管理者	社会福祉法人とんぼ福祉会	社会福祉法人とんぼ福祉会
	実施事業	生活介護事業、日帰りショートステイ事業	生活介護事業、日帰りショートステイ事業
	指定管理料 (5か年)	415,648千円(実績額)	365,835千円(事業者提案額)
	その他		
かしの木園	指定管理者	社会福祉法人ぼぼんがぼん	NPO法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク
	実施事業	就労継続支援B型事業、自立訓練事業	就労移行支援事業、就労定着支援事業 (就労継続支援B型事業、自立訓練事業)
	指定管理料 (5か年)	104,894千円(実績額)	147,000千円(事業者提案額)
	その他		

かしの木園の実施事業について

≪現行事業(就労継続支援B型事業、自立訓練事業)の廃止年度≫

令和6年3月31日まで(指定管理1年目で終了予定)⇒現行利用者の利用調整

≪新規事業(就労移行支援事業、就労定着支援事業)の開始年度≫

令和5年4月1日から(指定管理当初から開始)

茨木市立障害者施設については、「茨木市公共施設最適化方針」(令和3年3月策定)を踏まえ、
施設のあり方について引き続き検討